

「優先出資法施行令」という。第十四条の規定の適用については、同条中「次に掲げる書類」とあるのは、「次に掲げる書類及び金融機能強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第五条第一項の規定による決定に従つた優先出資の発行であることを証する書面」とする。

第九条 法第十一条第一項第一号（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める株式等は、法第五条第一項の規定による決定と同一の意思表示がなされたものによつて

2

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

一 法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等が行う合併又は会社分割により当該金融機関等又は銀行持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から協定銀行が割当てを受けた株式等(次に掲げるものを含む。)

イ 次に掲げるものを含む。)
(1) 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式
　(2) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式
　(3) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式
　(4) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式
　(5) 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

三 地域における信用貸与の実施に関する事項
　　且該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項
　　イ 剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。次条第三号において同じ。）の方針
　　ロ 財務内容（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の財務内容を含む。次条第三号において同じ。）の健全かつ適切な運営の確保の方策

一 法第五条第一項の規定による決定を受けて
協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け
等を行つた金融機関等又は銀行持株会社等が
行う株式交換又は株式移転により当該金融機
関等又は銀行持株会社等の株式交換完全親株
式会社又は株式移転設立完全親会社となつた
会社から協定銀行が割当てを受けた株式（次
に掲げるものを含む。）

取得株式等をいう。以下この章において同じ。に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から協定銀行が割当てを受けた株式等

二 組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをしないときは、当該金融機関等（経営強化計画に係る金融組織再編成銀行持株会社等）は、次に掲げる事項とする。

一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項

二 当該金融機関等及び当該金融機関等に係る

政令で定める場合は、次の各号に掲げる経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した組織再編成銀行持株会社等を除く。）の区分に応じ当該各号に定める場合とする。

一 協同組織金融機関以外の金融機関等 当該金融機関等（当該金融機関等が銀行持株会社

法第十条第一項第二号（法第十三条第四項
（法第十四条第一項）において準用する場合を除く。）並びに第十四条第一項及び第十二項
において準用する場合を含む。）に規定する政
令で定める株式等は、次に掲げる株式等とす

三 先出資
前二号及びこの号の規定により取得株式等
(法第十条第二項(法第十三条第四項(法第
十四条第十二項において準用する場合を含
む)並びに第十四条第十一項及び第十二項
による、て適用する場合を含む。)に規定する

れることとする。

口 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
(法第十七条第一項の規定による決定に係る金融機関等の存続又は金融組織再編成が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合)

(3) あつては、その事由が生じたことにより
転換された他の種類の株式

（対象金融機関等でない発行金融機関等の合併等の認可の要件）
第一のものと認められることとする。

三 等を含む。) 及びその子会社等が業務を行つてゐる地域における信用供与の実施に関する事項
三 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五第一項又は第二項の申込みをするときは、次に掲げる事項

イ
は、当該株式等が株式である場合にあつて
は、次に掲げる株式

2) (1) 当該株式が他の種類の株式への転換の
請求が可能とされるものである場合にあ
つては、その請求により転換された他の
種類の株式

当該株式が一定の事由が生じたことを

第十一条 法第十四条第二項第五号に規定する政令で定める要件は、銀行等である対象金融機関等（同条第一項に規定する対象金融機関等をいう。）が行う合併等により協定銀行が取得株式等となる株式の割当てを受ける場合において、当該株式の種類が当該合併等の前において協定銀

(基本計画提出金融機関等でない金融機関等が
提出する経営強化計画の記載事項)
第十三条 法第十六条第二項に規定する政令で定
める事項は、次に掲げる事項とする。
一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する
事項
二 当該金融機関等（経営強化計画に係る金融

た会社から協定銀行が割当てを受けた株式（次に掲げるものを含む。）に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の株式交換完全親株式会社若しくは株式移転設立完全親会社となつた会社又は当該法人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から協定銀行が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含む。）

イ 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

ロ 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

ハ 当該株式又はイ若しくはロに掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 法第十七条第一項の規定による決定を受け協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等が行う合併又は会社分割により当該組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等の事業の全部又は一部を承継する他の法人から協定銀行が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含む。）

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 法第二十四条第二項第五号に規定する政令で定める要件は、銀行等である対象組織再編成金融機関等（同条第一項に規定する対象組織再編成金融機関等をいう。）が行う合併等により協定銀行が取得株式等となる株式の割当を受ける場合において、当該株式の種類が当該合併等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められることとする。

イ 剩余金の配当、消却及び残余財産の分配に関する政令で定める要件は、銀行等である対象組織再編成金融機関等の認可の要件

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 法第二十条第二項（法第二十二条第四項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。））に規定す

三

る取得株式等をいう。以下この章において同様権であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 金銭の分配及び償還に關し当該信託に係る他の信託の受益権（以下この号及び第二十九条において単に「他の信託の受益権」という。）より優先するものであること。

ロ 金銭の分配及び償還以外の事項に關し他人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から協定銀行が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含む。）

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 法第二十四条第二項第五号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項とす

一 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託の受益権を保有することが見込まれること。

ハ 協定銀行が協定の定めにより取得するものの全部につき処分をし、又は償還を受けたままでの間、協同組織中央金融機関が他の信託の受益権より劣後するものでないこと。

ロ 金銭の分配及び償還以外の事項に關し他人が行う合併若しくは会社分割により当該法人の事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から協定銀行が割当てを受けた株式等（次に掲げるものを含む。）

イ 当該株式等が株式である場合にあっては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあっては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあっては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

二 法第二十四条第二項第五号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる事項とす

一 取得優先出資等又は取得優先出資等を信託の受益権のみを取得する特定資産（資産の流動化に関する法律（平成十年法律五百号）第二条第一項に規定する特定資産をいう。以下この号及び次号において同じ。）として定める資産流動化計画（同条第四項に規定する資産流動化計画をいう。以下この号及び次号において同じ。）に従い発行される優先出資（同条第五項に規定する優先出資をいう。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ 剩余金の配当、消却及び残余財産の分配に関する政令で定めたる要件は、次に掲げる事項とす

二 資産流動化計画に定められた特定資産に係る他の優先出資（以下この号及び第二十九条において単に「他の優先出資」という。）より優先するものであること。

ロ 利息の支払及び元本の償還に關し当該資産流動化計画に定められた特定資産に係る他の特定社債（以下この号及び第二十九条において単に「他の特定社債」という。）

三

イ 利息の支払及び元本の償還に關し当該資産流動化計画に定められた特定資産に係る他の特定社債（以下この号及び第二十九条において単に「他の特定社債」という。）

二 法第二十五条第二項第一号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とす

一 剩余金の処分の方針

二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三

一 経営強化計画の実施に伴う労務に關する事項

二 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをしないときは、当該協同組織金融機関（当該経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される協同組織金融機関を含む。）が業務を行つてゐる地域における信用供与の実施に關する事項

三 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項

イ 剩余金の処分の方針

二 法第二十五条第一項に規定する特定資産と同一のものと認められることとする。

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資について分割された優先出資

三

一 利息の支払及び元本の償還に關し当該資産流動化計画に定められた特定資産に係る他の特定社債（以下この号及び第二十九条において単に「他の特定社債」という。）

二 経営強化計画の実施に伴う労務に關する事項

三

けた日の属する協定銀行の事業年度の終了の日

一 預金保險機構が法第三十四条の十五第三項の規定により締結した全ての資金交付契約（法第三十四条の十第二項第七号に規定する資金交付契約をいう。）が終了した日の属する預金保険機構の事業年度の終了日

(事務が終了する日)
第三十四条の二 法第四十八条第一項に規定する

第六章 金融機

決済等取扱業者等。第二百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。」と、同法第三百三十七条第二項中「金融機関等（金融機関代理業者等を含む。）」であるのは「金融機関等（金融機関代理業者等を含み、金融機能強化法の規定による業務を行う場合にあつては、金融機関（金融機関代理業者及び電子決済等取扱業者等を含む。）とする。」とする。

五　法第十二条第一項（法第十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第十四条第三項、第二十二条第一項（法第二十四条第十一項において準用する場合を含む。）、第二十四条第三項、第三十三条第一項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。）又は

四 含む)、第三十四条の十二又は附則第十七条
第四項の規定による命令
五 法第十四条第一項、第二十四条第一項又は
第三十四条第一項の規定による認可
六 法第三十四条の十三第三項の規定による認定
法第三十四条の十一第一項の規定による認定

第三十六条 内閣総理大臣

六 法第二十二条第一の提出

八 法附則第十六条第三項又は第十七条第一項の規定による認定

第三十七条 この政令における主務省令は、次の
各号に掲げる区分ニ分シ、当該各号ニ定ムラ合

一 法第二条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第十三号に掲げる金融機關

法第二条第一項第五号及び第八号に掲げる
金融機関等 内閣府令・厚生労働省令

（金融庁長官へ委任される権限から除かれる権利）

で定めるものは、次に掲げるものとする。

営強化計画の受理並びに法附則第十二条第二項の規定による特定震災特列経営強化計画の

法第五条第一項、第十七条第一項、第二十
八条第一項、第三十四条の四第一項及び附則

三　法第二十一条第二項の規定による給官引付指導計画の受理及び法附則第十二条第二項の

四 法第三十四条の二第一項の規定による協同組合金融機関との協同

五 法第三十四条の十第一項の規定による実施 計画の受理

定の取消し

性及び業務（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策
 （新型コロナウイルス感染症特例金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例）
第十五条 法附則第二十六条第三項の規定により法第五条第一項第十号の規定を適用する場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。
 （新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が提出する経営強化計画の記載事項）
第十六条 法附則第二十七条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項
 二 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、次に掲げる事項
 イ 剰余金の処分（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の剰余金の処分を含む。）の方針
 ロ 財務内容（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策
 （新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等に係る株式処分等困難要件の特例）
第十七条 法附則第二十七条第三項の規定により法第十七条第一項第七号の規定を適用する場合における第十六条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。
 （新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等が経営強化計画を変更する際の株式処分等困難要件の特例）
第十八条 法附則第二十七条第三項の規定により法第十九条第三項第七号の規定を適用する場合における第二十条第二号の規定の適用については、同号中「おおむね十五年以内に確保できる」とあるのは、「確保できる」とする。

（金融組織再編成を行わない新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項）
第十九条 法附則第二十八条第一項第四号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 剰余金の処分の方針
 二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
 （新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関を当事者とする金融組織再編成を行う協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項）
第二十条 法附則第二十八条第二項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項
 二 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項
 イ 剰余金の処分の方針
 ロ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
 （法附則第二十九条第一項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項）
第二十一条 法附則第二十九条第一項第五号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 中央金融機関等の剰余金の処分の方針
 二 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
 三 法第三十四条の二の申込みに係る協同組織中央金融機関等が農林中央金庫であるときは、当該申込みに係る資金が信用事業（農林信用事業の再編及び強化に関する法律（第二条第三項に規定する信用事業をいう。）のみに充てられることを確保するための体制による事項として主務省令で定めるもの）

附 則（平成一八年四月一九日政令第一七四号）

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（金融組織再編成を行わない新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項）
第十九条 法附則第二〇〇年一二月一六日政令第十八号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 剰余金の処分の方針
 二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
 （新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関を当事者とする金融組織再編成を行う協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項）
第二十条 法附則第二〇〇年一二月一六日政令第十八号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 一 経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項
 二 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けに係る申込みをするときは、次に掲げる事項
 イ 剰余金の処分の方針
 ロ 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
 （法附則第二十九条第一項の規定により提出する協同組織金融機能強化方針の記載事項）
第二十一条 法附則第二〇〇年一二月一六日政令第十八号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

附 則（平成二〇〇年一二月一六日政令第二〇二号）
 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二〇〇年一二月一六日政令第二〇二号）
 この政令は、東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十七日）から施行する。

附 則（平成二〇〇年三月五日政令第五四号）

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年三月六日）から施行する。

附 則（令和二年八月七日政令第二四二号）

この政令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第五十九号）の施行の日（令和二年八月十四日）から施行する。

附 則（令和三年七月九日政令第二〇一号）

この政令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行

法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月二十一日）から施行する。

附 則（平成二〇〇年一二月一六日政令第二〇二号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月二六日政令第一八六号）
 この政令は、令和五年六月一日から施行する。